
徳島市体育施設
指定管理者募集要項

令和6年8月

徳島市市民文化部文化スポーツ振興課

目 次

第 1	募集の目的	1
第 2	施設の概要	1
1	名称	
2	施設の所在地及び内容等	
第 3	指定管理者が行う業務等	1
1	業務の範囲	
2	管理の基準	
3	指定期間	
4	モニタリング・評価等	
第 4	管理運営に要する経費等	2
1	指定管理料	
2	利用料金	
3	その他の収入	
4	経理等	
第 5	申請の手続等	4
1	公募及び指定管理者選定スケジュール	
2	申請資格等	
3	募集要項等の配布	
4	現地説明会の開催	
5	募集内容等に関する質問	
6	申請書類の提出等	
7	申請に当たっての留意事項	
第 6	指定候補者の選定等	10
1	選定方法	
2	審査日程	
3	審査基準	
4	無効又は失格	
5	指定候補者の選定	
6	選定結果の通知及び公表	

第 7 指定管理者の指定及び協定締結	13
1 指定管理者の指定	
2 協定の締結	
第 8 指定管理者の変更等	14
1 引継業務	
2 原状回復義務	
3 指定管理者の指定の取消等	
第 9 その他の事項	15
1 ネーミング・ライツ制度の導入	
第 10 問い合わせ先	15

【別紙】

- 1 現地説明会参加申込書
- 2 質問書
- 3 徳島市体育施設指定管理者 審査基準

【参考資料】

- 1 管理施設一覧表
- 2 管理運営経費の内訳
- 3 利用料金収入実績
- 4 利用料金の減免規程
- 5 利用料金減免状況
- 6 関係条例
 - (1) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - (2) 徳島市体育施設条例
 - (3) 徳島市体育施設条例施行規則

【別冊】

- 徳島市体育施設指定管理者業務仕様書
- 徳島市体育施設指定管理者様式集

徳島市体育施設指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島市体育施設（以下「本施設」という。）は、幼児から高齢者まで幅広い世代の市民が生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しむための施設として、またスポーツ教室の開催等を通じて、市民の体位の向上や健康増進を図ることを目的に設置されており、各施設が連携して一層の利用者サービスの向上と効率的な施設の管理運営を行うため、本募集要項「第2-1 名称」に記載するとくぎんトモニアリーナ（徳島市立体育館）等13施設を一括した指定管理者制度を導入しています。

徳島市（以下「市」という。）は、地方自治法第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条及び徳島市体育施設条例（以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、本施設の管理運営業務を行う指定管理者（団体）の募集を行います。

第2 施設の概要

1 名称

- (1) とくぎんトモニアリーナ（徳島市立体育館）
- (2) 徳島市立スポーツセンター
- (3) 徳島市B&G海洋センター体育館
- (4) ワークスタッフ陸上競技場（徳島市陸上競技場）
- (5) 徳島市民吉野川運動広場
- (6) 徳島市民島田運動広場
- (7) 徳島市民吉野川北岸運動広場
- (8) 徳島市民勝浦川運動広場
- (9) 徳島市民城内庭球場
- (10) ワークスタッフ田宮プール（徳島市田宮公園プール）
- (11) 徳島市B&G海洋センタープール
- (12) 徳島市B&G海洋センター舟艇施設
- (13) 徳島市球技場

2 施設の所在地及び内容等

本募集要項「参考資料1 管理施設一覧表」のとおりです。

第3 指定管理者が行う業務等

1 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、条例第3条に規定するとおりです。

なお、業務の範囲や基準などの詳細については、別冊の「徳島市体育施設指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）をご参照ください。

2 管理の基準

本施設の供用日、供用時間等については、条例及び徳島市体育施設条例施行規則において定められています。

その詳細を含め、その他遵守していただく事項等については、仕様書に示していますのでご参照ください。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）です。

指定管理者の指定については、徳島市議会（以下「議会」という。）での議決により正式に確定することとなります。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

また、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 モニタリング・評価等

指定管理者により施設が適正に管理運営されているかどうかを確認するため、事業報告及びモニタリング・評価等を実施します。

詳細については、仕様書をご参照ください。

第4 管理運営に要する経費等

指定管理者は、市が支払う指定管理料のほか、施設の利用料金収入等をもって、本施設の管理を行うものとします。なお、自主事業を除いた過去4年間の施設別管理運営経費の実績（平均）については、本募集要項「参考資料2 管理運営経費の内訳」をご参照ください。

1 指定管理料

(1) 指定管理料の提案

市は、本施設の管理運営を行うために必要な経費として、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととします。指定管理料については、これまでの実績等を基に、次のとおり一定の基準額を設定しています

指定管理料基準額（年額）： 271,471,000円（税込）

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

申請団体は、経費の節減等について申請団体の有するノウハウを活かして、この基準額を目安に指定管理料の提案をしてください。指定管理料基準額を上回る提案をした場合は失格となりますので、ご注意ください。

なお、指定管理料は、指定管理者の指定後に、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された指定管理料の額を基本として、市と指定管理者が協議を行い、最終的に、双方の間で締結する協定書により決定します。

そのため、指定管理料基準額とは異なりますので、ご注意ください。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、四半期に分割して支払います。支払時期や方法等の詳細は、年度ごとに締結する年度協定により定めます。

2 利用料金

(1) 利用料金制の採用

本施設は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用しています。

従って、これらの利用料金収入は、条例第8条第4項の規定に基づき、全額指定管理者の収入として収受できます。

ただし、指定開始日までに従前の指定管理者が徴収した指定開始日以後の利用に係る利用料金収入については、従前の指定管理者の収入とします。

なお、過去4年間の利用者数及び利用料金については、本募集要項「参考資料3 利用料金収入実績」をご参照ください。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、条例第8条第2項の規定に基づき、条例で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとします。

なお、この場合、一定の周知期間を設けて、適切な告知に努めてください。

(3) 利用料金の減免等

指定管理者は、条例第10条の規定に基づき、利用料金を減額又は免除する場合は、本募集要項「参考資料4 利用料金減免規程」に従って行ってください。

なお、令和5年度の利用料金の減免実績は、本募集要項「参考資料5 利用料金減免状況」をご参照ください。

3 その他の収入

(1) 自主事業収入

自主事業により得た収入は指定管理者の収入とします。

自主事業の詳細については、仕様書「第3-5 自主事業の実施」をご参照ください。

(2) 自動販売機等収入

自動販売機等を設置する場合は、仕様書「第3-2-(3)-イ 施設の目的外使用」をご確認ください。

4 経理等

指定管理者は、以下の事項を遵守して、経理を適正に行ってください。

- (1) 経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して行ってください。
- (2) 指定管理業務に係る会計とその他の業務（法人の固有業務等）に係る会計を区分し、指定管理業務に係る経費と収入は、専用の口座で管理してください。
また、次の項目ごとに独立して帳簿等の管理を行ってください。

ア 収入

- ・ 指定管理料
- ・ 利用料金収入
- ・ スポーツ教室受講料収入
- ・ 自主事業収入
- ・ その他の収入

イ 支出

- ・ 施設の管理運営経費（人件費・維持管理費等）
 - ・ スポーツ教室開催に係る経費
 - ・ 自主事業に係る経費
- (3) 指定管理者は、経理規程を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理してください。
 - (4) 指定期間満了後、帳簿については10年間、会計証拠書類については5年間保管することとし、帳簿及び会計証拠書類について、市が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

第5 申請の手続等

1 公募及び指定管理者選定スケジュール

選定スケジュールは、以下を予定しています。

- (1) 募集要項の公開・配布 令和6年8月1日（木）～9月17日（火）
- (2) 現地説明会の受付 令和6年8月1日（木）～8月16日（金）
- (3) 現地説明会 令和6年8月20日（火）～8月21日（水）
- (4) 質問の受付 令和6年8月21日（水）～8月30日（金）
- (5) 質問への回答（ホームページ上で回答） 随時
- (6) 申請書類の受付 令和6年9月2日（月）～9月17日（火）
- (7) 審査選定 令和6年10月上旬～中旬
- (8) 選定結果の通知及び公表（ホームページ） 令和6年11月1日（金）
- (9) 市議会での指定議案の議決 令和6年12月下旬
- (10) 指定管理者の指定
 - ア 指定の通知 令和6年12月下旬
 - イ 指定の告示 令和6年12月27日（金）
 - ウ 指定の公表（ホームページ） 令和6年12月27日（金）

(11) 基本協定の締結 令和7年1月～

※ 指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議会承認が得られて正式決定となります。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

2 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、仕様書に記載の法令等を遵守し、かつ指定期間中、本施設を安全円滑に管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の全ての要件を満たす者とします。ただし、オー(シ)については、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでないものとします。

なお、法人等の組織の形態（株式会社、任意団体等）は問いませんが、支社等が申請する場合は本社の委任状を必要とします。

また、個人での申請はできません。

ア 管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。

イ 体育施設管理士の資格を有する職員を1名以上配置できること。

ウ （公財）B&G財団のセンター・インストラクターの資格を有する職員を1名以上配置できること。

エ 指定管理業務の遂行に必要な知識や経験等を有する者であること。（仕様書に規定している資格や免許等を有している職員を配置できる団体であること）

オ 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

(7) 法人税、消費税又は地方消費税、都道府県税、市区町村税並びに延滞金等を滞納している者

(イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

(ロ) 徳島市及び徳島県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止又は指名回避等の措置の対象となっている者。

(エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを2年以内に受けたことがある者。

(オ) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項の規定に該当する者。

(カ) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続の申立てがなされた者。

(キ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。

(ク) 労働基準法をはじめとする労働関係法令に違反している者。

- (ケ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (コ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等。
 - (ク) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
 - a 成年被後見人又は被保佐人。
 - b 破産者で復権を得ない者。
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - d 暴力団の構成員等。
 - e 選定委員会委員。
 - (ク) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けていない者。
- (2) 複数団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定してください。

また、構成団体間の施設の管理運営における役割分担と責任の所在をグループ協定書に必ず記載してください。

なお、応募に関する事務はすべて当該グループの代表団体を通じて行うこととし、市が当該代表団体に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなします。

イ 申請書提出後に、代表団体、構成員の全部又は一部を変更することは、原則として認めません。ただし、特別な事情により、市がやむを得ないと認めた場合に限り変更できるものとします。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（グループ）の構成員となることはできません。

また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

エ 代表団体が(1)のアの要件を満たすとともに、(1)のイ、ウ、エの要件を構成員のいずれかが満たし、(1)のオの要件をすべての構成員が満たすことが必要です。

3 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和6年8月1日（木）から9月17日（火）まで
ただし、土・日・祝日は除きます。

- (2) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 配布場所 徳島市役所本庁舎9階 徳島市市民文化局文化スポーツ振興課
- (4) その他 郵送による配布は行いません。

また、募集要項及び仕様書及び様式集は、徳島市市民文化局文化スポーツ振興課ホームページからもダウンロードすることができます。

4 現地説明会の開催

- (1) 開催日時、集合場所

施設名	集合場所	日時
とくぎんトモニアリーナ (徳島市立体育館) 徳島市民城内庭球場	とくぎんトモニアリーナ (徳島市立体育館) センターホール	令和6年8月20日(火) 午前9時30分から
ワークスタッフ陸上競技場 (徳島市陸上競技場) ワークスタッフ田宮プール (徳島市田宮公園プール) 徳島市球技場	ワークスタッフ陸上競技場 (徳島市陸上競技場) 南側駐車場	令和6年8月20日(火) 午後1時から
徳島市立スポーツセンター 徳島市民吉野川北岸運動広場	徳島市立スポーツセンター入口	令和6年8月21日(水) 午前9時30分から
徳島市民島田運動広場 徳島市民吉野川運動広場	徳島市民島田運動広場	令和6年8月21日(水) 午前11時から
徳島市B&G海洋センター (体育館、プール、舟艇施設) 徳島市民勝浦川運動広場	徳島市B&G海洋センター体育館入口	令和6年8月21日(水) 午後2時から

- (2) 参加資格等

本募集要項「第5-2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者として参加人数は、1法人等又は1グループにつき2人までとします。

- (3) 参加申込

「別紙1 現地説明会参加申込書」により、必要事項を記入の上、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、徳島市市民文化局文化スポーツ振興課までお送りください。(電話での申込はできませんので、ご注意ください。)

なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

【申込受付期間】

令和6年8月1日(木)から8月16日(金)午後5時まで(必着)

- (4) 内容

現地の見学及び概要説明等を行います。ただし、当日は質問を受け付けず、質問については、次項「第5-5 募集内容等に関する質問」の方法により受け付けることとします。

(5) その他

指定管理者の指定を申請する法人等は、現地説明会にできる限り参加してください。また、当日は募集要項等の資料を配布しませんので、事前に配布（ダウンロード）した資料等は各自でご持参ください。

5 募集内容等に関する質問

(1) 受付期間

令和6年8月21日（水）から8月30日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

「別紙2 質問書」により、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、徳島市市民文化部文化スポーツ振興課までお送りください。受付期間以外の質問又は正規の手続によらない質問（電話等）には回答できませんのでご注意ください。

質問者は、本募集要項「第5-2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者としてします。

なお、トラブル防止のため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページで回答する予定です。

6 申請書類の提出等

(1) 申請書類の受付

ア 受付期間 令和6年9月2日（月）から9月17日（火）まで
ただし、土・日・祝日は除きます。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付場所 徳島市役所本庁舎9階 徳島市市民文化部文化スポーツ振興課

エ 受付方法 申請書類一式を持参により提出してください。郵送、ファクシミリ、電子メール等での受付はいたしませんので、ご注意ください。

(2) 申請書類

提出する申請書類一式は、以下のとおりとします。証明書については、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

なお、作成にあたっては別冊の「徳島市体育施設指定管理者様式集」（以下、「様式集」という。）の申請書類の作成要領をご参照ください。

ア 申請書関係

(ア) 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

(イ) 委任状（申請者が支社等の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式2）

(ウ) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※ グループによる応募の場合は、併せて次の書類を提出してください。

(エ) グループ構成団体届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

- (オ) グループ協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）
- (カ) 委任状（グループ用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6）

イ 申請団体に関する書類

- (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）
- (イ) 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8）
- (ウ) 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式9）

【添付書類】

- (エ) 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類
- (オ) 法人にあっては、当該法人の登記現在事項証明書、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し
- (カ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近事業年度2年分の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの（様式任意）
- (キ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（過去3年分）（様式任意）
- (ク) 国税（法人税、消費税）及び主たる事業所の所在地の地方税（都道府県税、市区町村民税、法人事業税、事業所税、固定資産税、都市計画税及び地方消費税）の直近事業年度3年分の納税証明書
- ※ 非課税又は納税を免除された法人等にあっては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書（様式任意）を提出してください。
- ※ (カ)(キ)(ク)について、設立から3年を経過していない法人等の場合は、設立時からの書類を提出してください。更に、設立時における財産目録又はこれに類するものも提出してください。
- (ケ) その他団体の概要がわかるもの（設立趣旨、事業のパンフレット等）

ウ 提案書類

- (ア) 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式10-1～10-11）
- (イ) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式11）

(3) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本14部とします。

(4) 申請書類の取扱等

ア 著作権

市が提示する資料書等の著作権は、市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。

ただし、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他関係

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできません。

エ 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。

また、提出された申請書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

オ 情報公開

申請書類は、情報公開請求があった場合は、徳島市情報公開条例の規定に基づき、公開することがあります。

7 申請に当たっての留意事項

- (1) 申請者が申請及び審査に際して要した費用は、すべて申請者の負担とします。
- (2) 申請書類に不備があった場合は、申請を受付けられない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- (4) 1団体（グループ）につき1提案とし、複数の提案を行うことはできません。また、同一人が複数の提案に関与することはできません。
- (5) 地方自治法、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、徳島体育施設条例その他本施設の管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。
- (6) 指定管理者は、法人税等の納税義務を負うことがありますが、納税に関する質問は市では回答できませんので、管轄の税務署等の関係機関で確認してください。
- (7) 災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、本要項等に定めたとおり実施することが困難な事態が生じた場合は、指定前に協議のうえ、必要な措置をとる場合があることを予めご承知おきください。
- (8) 申請書類提出後に、辞退する場合は必ず、令和6年9月18日（水）までに、様式集「様式12 指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

第6 指定候補者の選定等

1 選定方法

市は、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定候補者を選定します。

選定に当たっては、外部委員（学識経験者など有識者）3人、内部委員（副市長

等) 2人の合計5名で構成される選定委員会を設置し、選定委員会が一次審査(申請書類による申請資格、提案内容等の審査)を行い、要件を満たす団体を対象に二次審査(申請者によるプレゼンテーション、ヒアリング等)を実施し、総合評価点の最も高い団体を選定します(申請者が1団体の場合においても、選定委員会を開催するものとします。)

ただし、施設の適正な管理運営と一定の水準を確保するため、市においてあらかじめ最低基準点を設定することとしており、合計点の最も高い団体が、最低基準点に達しない場合は、再度公募を行うものとします。

2 審査日程

審査は、令和6年10月上旬から10月中旬を予定しています。

選定委員会の開催日時、場所、実施方法等は、別途通知します。

3 審査基準

審査は、以下の審査項目ごとに評価を行い、これらの評点を合計したものが団体の総合評価点となります。

なお、審査の視点など詳細については、「別紙3 徳島市体育施設指定管理者審査基準」をご参照ください。

(1) 施設の管理運営方針

- ア 基本方針
- イ 管理運営体制
- ウ モニタリング・評価

(2) 事業の実施計画

- ア 事業の実施
- イ 他団体との連携
- ウ 自主事業

(3) 収支計画及び経費の削減

(4) 安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況

(5) その他

- ア 管理運営者の責務
- イ 地域・社会への貢献

4 無効又は失格

申請者が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

なお、グループによる申請の場合、その構成員のいずれかが以下の事項に該当した場合も、無効又は失格となるのでご注意ください。

また、指定候補者として選定後に、以下の事項に該当することが発覚した場合も同様とします。

(1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

- (2) 申請者の資格を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 関係法令に違反若しくは本要項等から著しく逸脱した提案であった場合。
- (4) 利用者の平等な利用が確保されない提案であった場合。
- (5) 重複申請が判明した場合。
- (6) 仕様書等その他市が提供する資料及び現地説明会等で知り得た情報を、申請に係る検討以外の目的で利用し、若しくは市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示又は使用させた事実が認められたとき。
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと市が認めたとき。
- (8) 選定委員会委員、本市職員並びに関係者に対して、当該申請に係る不正な接触の事実が認められた場合。
- (9) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (10) その他不正行為があったと市が認めたとき。

5 指定候補者の選定

市は、選定委員会から選定結果の報告を受けた優秀者を優先交渉権者として、両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と細目協議が整わない場合には、優先交渉権者との細目協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて細目協議を行い選定します。

6 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

指定候補者の選定結果は、審査を受けた団体のすべてに対して文書により通知します。なお、通知の時期は令和6年11月1日（金）を予定しています。

(2) 選定結果の公表

指定候補者の選定結果は、市ホームページで公表することとなっています。

選定結果の公表にあたり、それぞれの団体の名称、得点等が明らかになることを、予めご承知おきください。

公表される具体的な項目は次のとおりです。

ア 施設名称及び施設の概要

イ 指定候補者に選定した団体

(ア) 所在地

(イ) 団体名

(ウ) 代表者名

ウ 指定予定期間

エ 申請団体名（申請受付順）

オ 選定結果

- (ア) 選定理由
- (イ) 選定団体の総得点、項目別得点
- (ウ) 非選定団体の総得点

ただし、非選定団体が特定される場合は総得点を公表しない場合もあります。

カ 選定委員会の委員の役職又は職種、氏名

第7 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要です。従って、市は、指定管理者の指定に関する議会の議決を得て、指定管理者の指定を行います。

ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、市は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより、指定候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

(1) 協定の考え方

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に管理運営業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき管理運営に関して、包括的な事項について定める基本協定を市と締結しなければなりません。

また、基本協定の締結後、年度ごとの指定管理料の支払に関する事項（支払時期や方法等）などを定める単年度における年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

協定の内容は、次に示す事項を細目的に定めることを基本とする予定です。

- ア 包括的事項
- イ 施設の管理運営経費に関する事項
- ウ 管理運営業務の内容、方法、履行等に関する事項
- エ 事業計画に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ モニタリング・評価等に関する事項
- キ 機密保持、個人情報保護に関する事項
- ク 責任区分、費用負担、損害賠償に関する事項
- ケ 指定期間満了等に伴う措置（引継ぎ等）に関する事項
- コ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- サ その他必要事項

(3) 疑義等

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、法令、条例、募集要項及び仕様書等に定めのある場合はそれらに従います。定めがない

場合は、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

第8 指定管理者の変更等

1 引継業務

- (1) 指定管理者は業務開始までに市と協議を行い、各業務の習得等を行ってください。
- (2) 指定期間満了後、指定管理者の交代がある場合又は指定を取り消されたときは、事務引継書を作成し、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、次期指定管理者が業務を開始するまでに、市が必要と認める引継を行ってください。
- (3) 引継に係る費用は、現指定管理者並びに次期指定管理者それぞれの負担とします。

2 原状回復義務

- (1) 指定期間の満了等による場合
指定管理者は、施設又は設備の原状を変更しようとする場合は、予め市と協議の上、承認を得ることとし、その場合、当該指定管理者の指定期間満了又は指定が取り消されたときは、指定管理者の費用及び責任において、市が認める事項を除き、本施設を原状に回復しなければならないものとします。
- (2) 毀損滅失した場合
指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、市の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないものとします。

3 指定管理者の指定の取消等

市は、指定管理者が以下の事項に該当すると認めた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、指定管理者は、以下の事項に該当する事態が発生した場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

この場合、指定管理者に生じた損害に対し、市は賠償責任を負わないものとし、市等に生じた損害に対し、指定管理者はその損害を賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう本募集要項「第8-1 引継業務」に定める引継を行うものとします。

- (1) 指定管理者が、指定管理者の指定後に、本募集要項「第6-4 無効又は失格」に該当することが発覚した場合。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合。

ただし、災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否等について協議するものとします。一定期間内に協議が伴わない場合又は継続が困難と判断した場合、市は、上記の措置を取ることができるものとします。

- (3) 指定管理者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、管理運営業務の遂行が確実にないと認められる場合。
- (4) 指定管理者が正当な理由なく協定の締結に応じない場合。
- (5) 指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく調査を妨げ若しくは指示に従わない場合。
- (6) 指定管理者が法令及び協定の規定に違反した場合。
- (7) 本募集要項等に示す管理運営水準を満たしていないと認められる場合。（この場合の詳細は仕様書「第4-2 業務不履行時の手続き」を参照。）
- (8) その他市が必要と認めるとき。

第9 その他の事項

1 ネーミング・ライツ制度の導入

現在、とくぎんトモニアリーナ（徳島市立体育館）、ワークスタッフ陸上競技場（徳島市陸上競技場）及びワークスタッフ田宮プール（田宮公園プール）についてはネーミング・ライツ制度を導入しています。

今後、その他の施設において、指定期間中に市がネーミング・ライツパートナーと契約を締結した場合には、その契約に基づき愛称の使用等の必要な協力をしていただきます。

第10 問い合わせ先

徳島市市民文化部文化スポーツ振興課体育施設担当 担当：阿部

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

電話 088-621-5426 FAX 088-624-1281

E-mail bunka_sports@city-tokushima.i-tokushima.jp